

## 障害者差別解消に向けた取組み状況（令和3年度まで）

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づく令和3年度までの取組み状況は次のとおりである。

### 1 相談体制の整備

#### (1) 相談員の設置

- ・ **地域相談員（住民の身近な相談窓口）** **条例第10条**

令和3年度末 1,464名（令和2年度末 1,480名）

〔 身体・知的障害者相談員、精神障害者家族相談員、  
精神障害者地域相談員養成研修受講者、民生委員・児童委員へ委託 〕

- ・ **広域専門相談員（より専門的な相談窓口）** 2名（県会計年度任用職員） **条例第11条**

#### (2) 相談室の設置（県庁本館1階、広域専門相談員が対応）

- ・ 相談件数 令和3年度 38件、うち差別に関する相談 12件  
（令和2年度 57件、うち差別に関する相談 9件）

#### (3) 地域相談員に対する研修の実施

- ・ 高岡会場：令和3年11月8日（月）高岡市生涯学習センター
- ・ 富山会場：令和3年11月9日（火）富山県民会館

### 2 紛争解決体制の整備

#### (1) 「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置 **条例第14条**

- ・ H27.11.5 設置
- ・ 紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議等  
開催日：令和3年7月6日（火）

#### (2) 「富山県障害者差別解消協議会」の設置 **条例第24条（法第17条）**

- ・ H28.6.1 設置、※委員は富山県障害者施策推進協議会の委員をもって充てる
- ・ 差別解消の推進に向けた情報共有や取組みの協議等を実施  
富山県障害者施策推進協議会に合わせ、1回開催

### 3 富山県障害者差別解消ガイドラインの策定 **条例第8条**

- ・ H28.3月策定（国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえて策定）
- ・ 相談や紛争解決時の判断基準となるもの

### 4 富山県職員対応要領等の策定 **条例第10条（法第10条）**

- ・ H28.3月策定（国等職員対応要領を踏まえて策定）
- ・ 策定機関等：知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、県警察
- ・ 対応要領等に基づく職員研修の開催（新任職員、新任係長、新任所属長代理、警察学校初任科生）

## 5 小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会） **条例第 23 条**

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者(医療・福祉等)の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置

## 6 普及啓発 **条例第 22 条（法第 15 条）**

### (1) ふれあいパラスポフェスタの開催

障害に対する理解の一層の促進や、障害者スポーツの更なる理解啓発を図るため、パラリンピアンを招き、障害者スポーツ体験イベント等を実施。

- ・開催日：令和 3 年 11 月 20 日（土）
- ・会 場：フューチャーシティ・ファボーレ
- ・内 容：
  - ・車いすダンサーによる特別講演
  - ・東京 2020 パラリンピック車いすテニスメダリストによるトークショー
  - ・パラスポーツ ボッチャ体験
  - ・手話パフォーマンス
  - ・手話体験、点字体験
  - ・障害者就労施設で生産された農産物や製品の販売（マルシェ） 他

### (2) 差別の基本的考え方や条例等の周知

- ・条例パンフレット、チラシの活用
- ・条例等に関する研修会等への講師派遣（講師：広域専門相談員）  
令和 3 年度実績 計 10 回、受講者延 644 人（令和 2 年度：計 6 回、293 人）
- ・障害者理解のためのブックレットの配布  
障害特性を踏まえた合理的配慮の提供等について分かりやすく解説
- ・中学生向けブックレットの配布  
10 年後に社会人となって県政を担う年代である中学 2 年生を対象に、条例やヘルプマークについて分かりやすく解説。富山福祉短期大学（鷹西ゼミ）との協働事業として作成し、令和 2 年度に完成。  
また、希望する学校において、ブックレットを用いた障害者理解のための講座を実施。（令和 3 年度は中学校 1 校で実施）

## 7 ヘルプマークの導入・普及

- ・平成 30 年 7 月から導入・配付開始  
令和 3 年度配付数 1,111 個（令和 2 年度：827 個） 延べ配布数 5,112 個
- ・主な配付場所：県庁障害福祉課、各市町村障害福祉担当課、県厚生センター及び富山市保健所
- ・ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい人が着用することにより周囲に支援を必要としていることを知らせるマーク  
(H24 東京都が作成し、H29.7 案内用図記号を規定する国内規格（JIS）に追加）